

## 公益社団法人 日本地すべり学会 土砂災害緊急対応委員会内規

平成 19 年 11 月 30 日制 定

平成 23 年 08 月 30 日一部改正

平成 27 年 5 月 15 日一部改正

### (目 的)

第 1 条 この内規は、『(社)日本地すべり学会土砂災害緊急調査規程(以下、規定)』に基づいて定めるものとし、土砂災害の発生があった場合、緊急的にその被災状況把握のための現地調査団(以下調査団という)を組織派遣し、今後の災害対策樹立に資する基礎的資料の収集活動を行う事を目的とする。

### (土砂災害の範囲)

第 2 条 対応する土砂災害の範囲(規程第 1 条でいう「土砂災害」とは、次に定める各号に該当するものをいう。

- (1) 社会基盤に大なる被害を及ぼした土砂災害
- (2) 多数の死傷者が発生した土砂災害
- (3) 被害の程度は甚大ではないが、学術の見地から緊急に調査をする必要が認められる土砂災害
- (4) 被害の内容が、前各号に相当すると認められる社会基盤に関する災害や事故

### (「緊急災害対応委員会」の組織について)

第 3 条 規程第 2 条による「(社)日本地すべり学会土砂災害緊急対応委員会(以下、委員会という)」の構成は次の通りとする。

- (1) 委員長 1 名(会長兼務)
- (2) 副委員長
- (3) 委員
- (4) 事務局(支部事務局)

### (委員の選出方法)

第 4 条 副委員長および委員の選出は以下のとおりとする。

- (1) 副委員長は副会長がこれを兼務する。
- (2) 委員は、専務理事および支部長あるいは部長を兼務するすべての理事とする。

### (任 期)

第 5 条 委員の任期は原則として 2 年とする。

### (委員会の職務)

第 6 条 委員会は調査団員候補者リストの作成を行う。

2 委員会は（社）日本地すべり学会各支部会員の中から、高度な専門知識を有する者を選定し、事前に本人の了解を得たうえで緊急災害調査団員候補者リスト（以下 調査団員候補者リストという）を作成し、委員会委員と緊急災害調査団員候補者に事前配布するとともに本部事務局に提出する。

（土砂災害発生時の委員会の職務）

第7条 土砂災害発生時には委員会は次の職務（規程第4条及び5条）を行う。

2 委員会は、重大災害発生後、直ちに緊急災害調査団を組織する。派遣の是非は、その緊急性に鑑み、委員会委員のいずれかが決定出来るものとする。ただし、調査団派遣の事前もしくは事後に可及的速やかに委員長に報告し、承認を得ることとする。

3 調査団派遣を決定した委員会は、発生した災害の発生地域、災害規模、学術的見地上の重要性等を勘案のうえ、原則として調査団員候補者リストの中から団長を選任し、団長への就任を要請するものとする。

4 調査対象となる災害地関係機関に対して、緊急災害調査団の受け入れ及び調査に対する協力を要請する。

5 調査団からの報告を受けて調査期間の延長等、調査に関する事項についての決定及び指示をする。

6 委員会は土砂災害発生時においては、被災状況や調査団派遣の有無、調査状況等について、本部の災害対策本部と連絡・調整を図ることとする。（本部長：専務理事，副本部長＝事務局長）

（緊急災害調査団の構成及び結成）

第8条 緊急災害調査団の構成及び結成（規程第5条関係）は次のとおりとする。

2 団長は、発生した災害の発生地域、災害規模、学術的見地上の重要性等を勘案のうえ、委員会と協議した上で、原則として調査団員候補者リストの中から緊急調査団員を選任し、緊急調査団への参加を要請する。

3 ただし、調査の緊急性、調査対象地域の特性の周知等を勘案して調査団員候補者リスト以外の学会員等を指名することも出来る。

（職務緊急調査団の職務）

第9条 緊急災害調査団は、次の各号の職務を遂行しなければならない。

(1) 団長の指示に基づき速やかに被災現地に赴き、目的達成のための調査活動に精励しなければならない。

(2) 団員は、自己の責任において、所属先に必要な手続きを取ったうえで緊急災害調査団に参加するものとする。

(3) 団員は、個々の責任に置いて危険回避の責務を負うものとする。

(4) 団員は、事前に配布された腕章を常に携帯しなければならない。

(5) 団員は、災害現地での調査活動に際して、学会としての中立性の堅持に最大限の努力

を払うものとする。

(6) 団長は、緊急調査結果を報道機関に公式発表する際には、あくまでも基礎的資料の収集を主たる目的としていることに配慮し、委員長に事前に報告すると共に、技術的な最新の情報を科学的根拠に基づいて客観的に提供する。

(7) 団長は、調査箇所を所管する機関から対応等について意見を求められた場合、技術的判断に基づき助言を行うことができる。この場合その内容を委員長に事後報告しなければならない。

(8) 団長は、現地調査終了後、調査結果を出来るだけ速やかにとりまとめて、委員会に提出しなければならない。

(9) 緊急調査団の派遣期間は原則として5日以内とする。ただし、災害規模や学術的資料収集上、調査日数の延期が必要と団長が判断した場合は、その旨を委員長に具申して承認を得た場合に限り、派遣期間の延長をすることが出来る。

(10) 団長は調査団結成後、派遣前日までに本部事務局へ調査団員リストおよび派遣計画を提出しなければならない。

(派遣の費用等)

第10条 調査団の派遣に係わる費用は、次の各号により支給できるものとする。

(1) 調査費の支出範囲は、原則として、旅費、宿泊費、会議費、通信費、現地調査に必要な諸費用、報告書作成費用等とする。

(2) 上記の調査団に係わる費用は、団長及び団員からの支払い請求に基づき、学会本部が支出するものとし、災害緊急対応委員会が管理するものとする。

(3) 学会本部は、調査団の派遣にあたって、保険加入手続きを行うとともに保険費用を負担するものとする。

(改正)

第11条 この内規の改正は研究調査部会ならびに国際部会の承認により行い、理事会に報告する。

附則

この規程は、平成19年11月30日に新規制定したもので、平成19年11月30日から施行する。

附則(平成23年8月30日理事会議決)

この変更規程(第8条追加)は、平成23年8月30日から施行する。